

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の出席停止期間は学校保健安全法施行規則で次のように定められています。



発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日
を経過するまで

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態のことです。

	発症日									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例① 発症後1日目に症状が軽快した場合	症状有	症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登園 可能 			
	出席停止期間									
例② 発症後3日目に症状が軽快した場合	症状有	症状有	症状有	症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登園 可能 			
	出席停止期間									
例③ 発症後5日目に症状が軽快した場合	症状有	症状有	症状有	症状有	症状有	症状 軽快	軽快後 1日目 発症後 6日目	登園 可能 		
	出席停止期間									

例③は、症状が軽快した日が5日目だったため、出席停止期間が延長された例です。

※発症日は、病院の医師から言われた発症日でカウントしてください。（症状が出た日を発症日とするか発熱した日を発症日とするか、医師へ確認してください。）

新型コロナウイルス感染症回復届出書（保護者記入）

新型コロナウイルス感染症の診断を受けたときは、幼稚園までご連絡ください。

ク ラ ス： _____ 氏 名： _____

受 診 日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

受診病院名： _____

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

検温結果と症状を下の表に記入して、幼稚園 事務室まで提出してください。

新型コロナウイルス感染症に関しては、登園許可書の提出は必要ありません。

【出席停止期間中の体温測定と症状確認】

※午前中は体温が下がっているため、日が沈んだ後、夕飯前あたりの検温がおすすめです。

平熱()℃

	医師から 言われた 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温 夕 (時頃)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状									

※薬が効きにくい人、気管支炎などの合併症をおこす人、治るのに時間がかかる人もいますので、体調が万全になってからの登園をお願いします。

白梅幼稚園 園長殿

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過して
体調が回復しましたので登園させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者 _____

◎添付書類：診断を証明できる書類を回復届出書の裏面に貼付してください。
(受診した病院の診療証明書・明細書や処方箋(薬の説明書)等のコピー)

◎提出先：事務室